

火災保険の補償内容についてのご案内

(2009年12月31日以前保険始期契約用)

※このご案内は、旧AIU損害保険株式会社にてご契約をされたお客さまへのご案内です。

このご案内では、火災保険の主な保険金の補償内容についての概要をご説明しております。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が変わりますので、詳細につきましては、弊社代理店・扱者および弊社損害サービスセンターにご相談ください。

A. 住宅火災保険・普通火災保険（一般物件） 保険金をお支払いする場合		
(1)	火災による事故	事故によって保険の目的（建物およびそれに収容される家財、什器などの動産）に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
(2)	落雷による事故	
(3)	破裂または爆発による事故	
(4)	風災（台風、暴風など）、 ひょう災、雪災による事故	事故によって保険の目的に生じた損害額が20万円以上となった場合、損害保険金をお支払いします。
《付随的な補償》	臨時費用保険金	上記（1）～（4）の事故により保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。 （1事故1構内につき、住宅火災保険100万円限度・普通火災保険500万円限度）
	残存物取片づけ費用保険金	上記（1）～（4）の事故により保険金をお支払いする場合、清掃費用などの実費をお支払いします。 （損害保険金の10%限度）
	失火見舞費用保険金	上記（1）または（3）の事故により第三者の所有物に損害が及んだ場合に、被災世帯数×20万円をお支払いします。（1事故につき、保険金額の20%限度）
	傷害費用保険金	上記（1）～（3）の事故の場合、または（4）の事故により損害保険金をお支払いする場合で、被保険者またはその親族、使用人が重傷を負った場合、あるいは亡くなられたり後遺障害を被った場合、保険金額の2%～30%をお支払いします。 （1事故1名につき、1,000万円限度。さらに普通火災保険は1構内5,000万円限度）
	地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となったときなどに、保険金額の5%をお支払いします。（1事故1構内につき、300万円限度）
	損害防止費用	上記（1）～（3）の事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合に、お支払いします。（実費が限度）
	修理付帯費用保険金 （普通火災保険のみ）	上記（1）～（3）の事故で保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的の復旧に当たり発生した原因調査費用などの各種費用のうち、当会社の承認を得て支出した必要、有益な費用に対してお支払いします。 （1事故1構内につき、保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度）
B. 住宅総合保険・店舗総合保険 保険金をお支払いする場合		
(1)	火災による事故	事故によって保険の目的（建物およびそれに収容される家財、什器などの動産）に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
(2)	落雷による事故	
(3)	破裂または爆発による事故	
(4)	風災（台風、暴風など）、 ひょう災、雪災による事故	事故によって保険の目的に生じた損害額が20万円以上となった場合、損害保険金をお支払いします。
(5)	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	事故によって保険の目的に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
(6)	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故による水濡れ	
(7)	騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為	
(8)	盗難	a. 保険の目的（店舗総合保険については、商品・製品等を除きます。）について生じた盗取、き損、汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。 b. 保険証券記載の建物内における現金・預貯金証書の盗難による損害に対して、損害保険金をお支払いします。
(9)	水災（台風・暴風雨等による こう水、高潮、土砂崩れ等）	損害額が保険価額の30%以上となった場合、または床上浸水による損害が生じた場合などに、所定の割合に基づき水害保険金をお支払いします。
(10)	持ち出し家財	保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建物内において（1）～（8）aの事故により損害を受けたとき持ち出し家財保険金をお支払いします。
《付随的な補償》	臨時費用保険金	上記（1）～（7）の事故により損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。 （1事故1構内につき、住宅総合保険100万円限度・店舗総合保険500万円限度）
	残存物取片づけ費用保険金	上記（1）～（7）の事故により損害保険金をお支払いする場合、清掃費用などの実費をお支払いします。 （損害保険金の10%限度）
	失火見舞費用保険金	上記（1）または（3）の事故により第三者の所有物に損害が及んだ場合に、被災世帯数×20万円をお支払いします。（1事故につき、保険金額の20%限度）
	傷害費用保険金	上記（1）～（3）、（5）～（8）の事故の場合、または（4）、（9）の事故により損害保険金または水害保険金をお支払いする場合で、被保険者またはその親族、使用人が重傷を負った場合、あるいは亡くなられたり後遺障害を被った場合、保険金額の2%～30%をお支払いします。 （1事故1名につき、1,000万円限度。さらに店舗総合保険は1構内5,000万円限度）
	地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となったときなどに、保険金額の5%をお支払いします。（1事故1構内につき、300万円限度）
	損害防止費用	上記（1）～（3）の事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合に、お支払いします。（実費が限度）
	修理付帯費用保険金 （店舗総合保険のみ）	上記（1）～（3）の事故で保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的の復旧に当たり発生した原因調査費用などの各種費用のうち、当会社の承認を得て支出した必要、有益な費用に対してお支払いします。 （1事故1構内につき、保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度）

【ご注意】このご案内の「保険金をお支払いする場合」は、ご契約に付帯される特約条項などで支払条件および支払額が変更される場合があります。

C. ホームライフ総合保険 保険金をお支払いする場合			
(1)	火災による事故	事故によって保険の目的（建物およびそれに収容される家財）に生じた損害に対して 損害保険金をお支払いします。	
(2)	落雷による事故		
(3)	破裂または爆発による事故		
(4)	風災（台風、暴風など）、 ひょう災、雪災による事故	事故によって保険の目的に生じた損害額が20万円以上となった場合、損害保険金をお支払いします。	事故によって保険の目的に生じた損害に対して 損害保険金をお支払いします。
(5)	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等		
(6)	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で 生じた事故による水濡れ		
(7)	騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為		
(8)	盗難	a. 保険の目的について生じた盗取、き損、汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。	
		b. 保険証券記載の建物内における生活用の現金・預貯金証書・切手・印紙等の盗難による損害に対して、損害保険金をお支払いします。	
(9)	(1)～(8) および (10) 以外の不測かつ突発的な事故	事故によって保険の目的に生じた損害に対して 損害保険金をお支払いします。 (1 事故あたりの自己負担額が設定されます。)	
(10)	水災（台風・暴風雨等による こう水、高潮、土砂崩れ等）	a. 損害額が再調達価額の30%以上となった場合。	所定の割合に基づき水害保険金をお支払いします。
		b. 床上浸水または地盤面より45cm をこえる浸水による損害が生じた場合。 ※保険始期日が2004年2月29日以前の場合、地盤面より45cm をこえる浸水による損害は対象となりません。	
(11)	持ち出し家財	保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内で(1)～(9)の事故により損害を受けたとき 持ち出し家財保険金をお支払いします。(一部の事故については家財が他の建物内にある間に生じた損害に限ります。)	
《付随的な補償》	臨時費用保険金	<保険始期日が 2004 年 2 月 29 日以前の場合> 上記(1)～(8) a. の事故により損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。(1 事故 1 構内につき、100万円限度) 上記(10) a. の事故により水害保険金をお支払いする場合、水害保険金の15%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。(1 事故 1 構内につき、60万円限度)	
		<保険始期日が 2004 年 3 月 1 日以降 2007 年 9 月 30 日以前の場合> 上記(1)～(8) a. の事故により損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。(1 事故 1 構内につき、専用住宅100万円限度 / 併用住宅500万円限度) 上記(10) a. の事故により水害保険金をお支払いする場合、水害保険金の15%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。(1 事故 1 構内につき、専用住宅100万円限度 / 併用住宅500万円限度)	
		<保険始期日が 2007 年 10 月 1 日以降 2009 年 12 月 31 日以前の場合> 上記(1)～(8) a. の事故により損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。(1 事故 1 構内につき、専用住宅100万円限度 / 併用住宅500万円限度) 上記(10) の事故により水害保険金をお支払いする場合、水害保険金の15%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。(1 事故 1 構内につき、専用住宅100万円限度 / 併用住宅500万円限度)	
	残存物取片づけ費用保険金	上記(1)～(8) a. または(9)、(10)の事故により損害保険金または水害保険金をお支払いする場合、清掃費用などの実費をお支払いします。(損害保険金または水害保険金の10%限度)	
	失火見舞費用保険金	上記(1)または(3)の事故により、第三者の所有物に損害が及んだ場合に、被災世帯数×20万円をお支払いします。(1 事故につき、保険金額の20%限度)	
	傷害費用保険金	上記(1)～(3)、(5)～(8)の事故の場合、または(4)、(9)、(10)の事故により損害保険金または水害保険金をお支払いする場合で、被保険者またはその親族、使用人が重傷を負った場合、あるいは亡くなられたり後遺障害を被った場合、保険金額の2%～30%をお支払いします。 (1 事故 1 名につき、1,000万円限度)	
	地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となったときなどに、保険金額の5%をお支払いします。(1 事故 1 構内につき、300万円限度)	
	給排水管修理費用保険金	給排水管の凍結による損壊または給排水設備の目詰まりにより、漏水、放水または溢水による水濡れが生じた場合で、被保険者が自己の費用で給排水管または給排水設備を修理した場合、実費をお支払いします。 (1 事故 1 構内につき、10万円限度)	
	臨時賃借・宿泊費用保険金	上記(1)～(8) a. または(9)、(10)の事故で保険の目的である建物または保険の目的を収容する建物の損害が半損以上となった場合、被保険者が実際に支出した臨時賃借費用および宿泊費用をお支払いします。(1 か月につき10万円かつ1回の事故につき6ヶ月限度)	
	特別費用保険金	上記(1)～(8) a. または(9)、(10)の事故で保険の目的が全損となった場合、損害保険金または水害保険金の10%をお支払いします。(1 事故 1 構内につき、200万円限度)	
損害防止費用	上記(1)～(3)の事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合に、お支払いします。(実費が限度)		

【ご注意】 このご案内の「保険金をお支払いする場合」は、ご契約に付帯される特約条項などで支払条件および支払額が変更される場合があります。